

令和3年度坂東市国民健康保険保健事業実施計画

第1 目 的

令和3年度坂東市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）」に基づいた坂東市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づいた事業及びその他の保健事業の単年度計画とし、被保険者の健康の保持増進のための必要な事業に関して、効果的かつ効率的に実施することを目的とする。

第2 基本方針

1 特定健康診査・特定保健指導事業

第3期坂東市特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施する。

2 人間ドック・併診ドック（人間ドック+脳ドック）健診事業

坂東市国民健康保険人間ドック等健診事業実施要綱に基づき、人間ドック健診または併診ドック健診を受診する被保険者に対し、費用の一部を市が負担する。

3 生活習慣病重症化予防事業

坂東市国民健康保険第二期データヘルス計画に基づき、医療データと健診データから対象者を抽出し、効果的かつ効率的な予防事業を実施する。

4 普及啓発事業

被保険者の健康の保持増進、医療費の適正化を図ることを目的として、普及啓発事業を実施する。

第3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

1 特定健康診査・特定保健指導事業

(1) 特定健康診査

【対象者】40歳以上75歳未満の被保険者

【実施場所】集団健診（岩井保健センター、猿島公民館）

個別健診（坂東市と契約している医療機関）

【実施期間】集団健診 令和3年5月から令和3年12月

個別健診 令和3年4月から令和4年1月

【負担金】40歳から69歳：1,000円、70歳から74歳：500円

※未受診者対策として、通知等による受診勧奨を実施する。

(2) 特定保健指導

【対象者】特定健康診査の結果、動機づけ支援及び積極的支援に階層化されたかた

【実施場所】岩井保健センター、猿島公民館

【実施期間】令和3年4月から令和4年3月

【負担金】なし

2 人間ドック・併診ドック健診事業

【対象者】40歳以上75歳未満の被保険者（併診ドックは隔年）

【実施場所】坂東市指定医療機関

【実施期間】令和3年4月から令和4年2月

【市負担金】人間ドック2万円、併診ドック3万円

3 生活習慣病重症化予防事業

(1) 医療機関受診勧奨

ア 健診異常値放置者受診勧奨

特定健診の結果から異常値がある人に対して、医療機関への受診の勧奨通知をする。（9月実施）

イ 生活習慣病治療中断者受診勧奨

生活習慣病の治療を受けていた人で一定期間医療機関の受診を中断している可能性がある人に対して、医療機関への受診の勧奨通知をする。（9月実施）

(2) 生活習慣病予防

特定健診の結果から、将来的に生活習慣病を発症しそうな人に対して、健康教室等への参加の勧奨通知をする。（9月～1月実施）

(3) 糖尿病性腎症重症化予防

糖尿病腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して、医師の指導のもと専門職より対象者個人に6ヶ月間の面談指導と電話指導を行う。（8月指導開始）

(4) 歯科に係る保健事業

歯科に係る在宅ケアや歯科保健の向上を推進する歯科保健指導事業を実施する。

4 普及啓発事業

(1) 医療費通知

被保険者に健康の大切さを認識していただくとともに、医療費の適正化を図ることを目的に、受診した保険医療機関名、医療費の額等を年6回通知する。

(2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知

患者負担の軽減や医療費の適正化を図ることを目的に、後発医薬品利用差額通知を年2回実施する。

(3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の啓発活動

国民健康保険加入手続き時にパンフレット、希望シールを配付する。
被保険者証の更新時にジェネリック希望カードを同封する。

(4) 適正受診の啓発

重複・頻回受診者、柔道整復療養費の多部位・長期の受診者の調査を実施し、適正受診の指導を行う。また、パンフレット等を作成し、適正受診の啓発を行う。

(5) 個人へのインセンティブの提供の実施

茨城県のヘルスケアポイント事業と協働し、県に登録した市のイベントへ参加した人に対して、ヘルスケアポイントを付与する。

(6) 健康まつりでの啓発活動

健康まつり開催時に国保コーナーを設置し、啓発活動を行う。